

○厚生労働省告示第二百七十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から適用する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表Ⅱ区分 035(1)に次のように加える。

③ 長期留置型 136,000 円

別表Ⅱ区分 040(4)を次のように改める。

(4) 持続緩徐式血液ろ過器

① 標準型 26,500 円

② 特殊型 27,800 円

別表Ⅱ区分 061(7)に次のように加える。

③ 患者適合型 83,900 円

別表Ⅱ区分 064(2)を次のように改める。

(2) 脊椎プレート（S）

① 標準型 39,500 円

② バスケット型 42,100 円

別表Ⅱ区分 065(3)①を次のように改める。

① 上腕骨ステム

ア 標準型 293,000 円

イ 特殊型 318,000 円

別表Ⅱ区分 065(3)③を次のように改める。

③ インサート

ア 標準型 32,500 円

イ 特殊型 34,900 円

別表Ⅱ区分 065(3)⑤を次のように改める。

⑤ ベースプレート

ア 標準型 164,000 円

イ 特殊型 184,000 円

別表Ⅱ区分 065 に次のように加える。

(4) 切換用 41,900 円

別表Ⅱ区分 078(3)を次のように改める。

(3) 特殊型

① 骨盤用（Ⅰ） 200,000 円

② 骨盤用（Ⅱ） 205,000 円

別表Ⅱ区分 090(2)を次のように改める。

(2) 人工内耳用音声信号処理装置

- ① 標準型 923,000 円
- ② 残存聴力活用型 950,000 円

別表Ⅱ区分 112(8)を次のように改める。

(8) トリプルチャンバ(Ⅱ型)

- ① 単極用又は双極用
 - ア 標準型 1,630,000 円
 - イ MRⅠ対応型 1,710,000 円
- ② 4極用 1,700,000 円

別表Ⅱ区分 123に次のように加える。

(3) 冷凍アブレーション用

- ① バルーン型 637,000 円
- ② 補完型 157,000 円

別表Ⅱ区分 132(3)を次のように改める。

(3) 脳血管用

- ① 標準型 23,400 円
- ② 特殊型 24,500 円

別表Ⅱ区分 133(9)④に次のように加える。

- ウ 自己拡張型 379,000 円

別表Ⅱ区分 133に次のように加える。

- (21) 脳血管用ステントセット 492,000 円

別表Ⅱ区分 146(1)を次のように改める。

(1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)

- ① 標準型 1,310,000 円
- ② AUI型 1,090,000 円

別表Ⅱに次のように加える。

- 185 オープン型ステントグラフト 1,090,000 円

別表Ⅸ(5)に次のように加える。

040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路を含む。) (4) 持続緩徐式血液ろ過器 ② 特殊型 (薬事法承認番号) 22500BZX004010000	平成26年7月1日 から平成28年3月 31日まで	28,500 円
090 人工内耳用材料 (2) 人工内耳用音声信号処理装置 ② 残存聴力活用型	平成26年7月1日 から平成28年3月 31日まで	964,000 円

(薬事法承認番号) 22500BZI00020000		
133 血管内手術用カテーテル (9) 血栓除去用カテーテル ④ 脳血栓除去用 ウ 自己拡張型 (薬事法承認番号) 22500BZX00543000 22600BZX00166000	平成26年7月1日 から平成28年3月 31日まで	379,000 円
185 オープン型ステントグラフト (薬事法承認番号) 22600BZX00033000	平成26年7月1日 から平成28年3月 31日まで	1,140,000 円